

スマイルブック Q&A

Q 何のためのスマイルブックですか？

こども園・保育園・幼稚園等（以下「園」と記す）や学校、職場など集団で生活する場において、困り感のあるお子さんやその可能性があるお子さんを支援していくためのものです。

Q スマイルブックは何に役立ちますか？

お子さんが適切な支援を継続的に受けるために役立ちます。

プロフィール、生育歴、支援の経過などがスマイルブック一冊にまとめ、これを教育機関や医療機関等に提示することで、お子さんの今までの様子を、療育指導員・保健師・保育士・教員等（以下「支援者」と記す）に伝えることができます。各関係機関では、この情報をもとに、保護者と相談しながら、お子さんに適した支援を考えます。

スマイルブックは、保護者から園や学校(担任の先生)に提示してください。今後、学年が上がるたびに、保護者から担任の先生への働きかけをお願いします。

Q いつまで作るのですか？

社会で自立していくまでの長期的な視野に立ち、お子さんが成人するまで作成し続けることが望ましいです。

保護者が「活用の必要がない」と判断された場合は、「活用していない」ことを発達支援グループ及び支援者に伝えてください。

お子さんの成長や適切な支援によって、気になる行動や困り感が現れなくなることがありますが、思春期を迎えたり進学や就職などで環境が変化したりしたときに、再度現れることもあります。そのため、どのような環境で、どのような支援があれば、困ることなく集団生活が送れていたかという事実を残しておくことが大切です。

Q 誰が書くのですか？

《本人の紹介・記録のシート》

保護者が記入します。全てのページに記入する必要はありません。記入できるところから、記入しましょう。

支援計画や指導計画が立てられていない場合でも、必要であれば、支援していただいた内容について、保護者が聞きとって記入していきましょう。

本人の支援に役立つと思われること、支援者に伝えたいと思われることなどを記入しましょう。

また、必要に応じて書類（母子手帳のコピー、各種の検査結果、医師の診断書や

指示書、等)を加えたり、記録のページを増やしたり、修正したりしてください。

内容は限定するものではありませんが、お子さんや支援者が必要と思われる情報を見やすいように綴り、事業所との契約書やチラシなどは別で保管しましょう。

《支援計画・指導計画》

保護者と支援者が協力して作成します。

スマイルブックを持っている人全てに、支援計画・指導計画が作成されるものではありません。

療育機関・園・小学校・中学校では、支援の必要なお子さんについて、支援計画と指導計画を立てます。保護者と園や学校が相談して目標を立て、お子さんの実態に合わせた指導を考え、協力して支援にあたります。その内容について確認し、必要に応じて訂正・修正をしていきます。

計画については、保育課や学校教育課で様式として提示したものがありますが、各園や学校の状況に応じて作成される場合もあります。

スマイルブックは誰が保管するのですか？

保護者が保管します。

スマイルブックに記入されている内容は、大変重要なことですので、保護者が責任をもって保管しましょう。

支援者に一時的に預ける場合、個人情報の取り扱いには十分に注意をするようにお願いしましょう。

また、園や学校などで計画を作成する際、それまでの記録がお子さんの理解のための重要な参考資料になりますので、懇談時には持参してください。

※各シートについて

大垣市ホームページよりダウンロードできます。様式が足りない時や、新しいページがほしい時にはご活用ください。

<https://www.city.ogaki.lg.jp/0000067453.html>



今後、支援が必要な段階で、子育て支援課 発達支援グループが支援のお手伝いをさせていただきます。お子さんの心配なこと、支援についてお悩みなどありましたら、お気軽にご相談ください。

大垣市役所 子育て支援課 発達支援グループ
TEL 47-7291(直通)